

日本緑化工学会会則 (2019年9月14日総会改定案)

昭和41年12月16日制定〔日本緑化工研究会〕
 平成元年5月30日改定〔日本緑化工学会〕
 令和元年9月14日改定(案)

(旧) 現会則 改定部分に下線

第1章 総則

(略)

第2章 会員及び会費

(会費)

第7条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 8,000 円
- (2) 賛助会員 年額 35,000 円以上
- (3) 購読会員 年額 8,000 円
- (4) 学生会員 年額 4,000 円
- (5) 名誉会員 会費を納めることを要しない

2. 欧文誌を購読する場合、以下の金額を追加する。

- (1) 正会員・賛助会員 年額 7,350 円
- (2) 学生会員 年額 4,200 円

(入会)

第8条 本会の会員になろうとする個人または団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 入会者は所定の入会手数料を納入しなければならない。

(略)

(新) 会則 改定案

第1章 総則

(略)

第2章 会員及び会費

(会費)

第7条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 8,000 円
- (2) 賛助会員 年額 35,000 円以上
- (3) 購読会員 年額 8,000 円
- (4) 学生会員 年額 4,000 円
- (5) 名誉会員 会費を納めることを要しない

2. 欧文誌を購読する場合、以下の購読費に消費税を加えた金額を追加する。

- (1) オンライン購読のみ 年額 8,000 円
- (2) オンライン+冊子購読 年額 4,000 円

(入会)

第8条 本会の会員になろうとする個人または団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 入会者は所定の入会手数料および入会年度の年会費を納入しなければならない。

(略)

(附則の追加)

附則 この会則は、令和元年9月14日から施行する。

(以 上)